

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農業振興費

事業名 清流を守る環境保全型農業総合推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 ぎふ清流GAP推進係 電話番号：058-272-1111(内2859)

E-mail : c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 932千円 (前年度予算額： 1,288千円)

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | |
|-----|-------|-----------|-------------|-------------|---------|-------|-------|-----|
| | | 国 庫 支 出 金 | 分 担 金 負 担 金 | 使 用 料 手 数 料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 |
| 前年度 | 1,288 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 932 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決定額 | 932 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

制度発足から20年以上経過したぎふクリーン農業は県内作付面積の3分の1に相当する面積まで普及し、多くの産地で取組まってきた。制度見直しの結果、ぎふクリーン農業の理念を「ぎふ清流GAP評価制度」へ引継ぎ発展させることとし、令和5年度末に制度を終了する。円滑な移行・終了を進めるため、農業者及び実需者へのサポート、周知を行う。

国が策定した「みどりの食料システム戦略」を受けて、ぎふクリーン農業表示制度の終了までに、県の化学肥料、化学合成農薬の使用基準を見直し、新たな栽培基準を作成する必要がある。

(2) 事業内容

- ぎふクリーン農業表示制度終了に向けた円滑な運用（事業費932千円）
 - ・円滑な制度終了に向けた実需者等への周知活動
 - ・R5年度末まで継続するぎふクリーン農業生産登録及び更新登録等事務
 - ・県栽培基準見直しに係る事務

(3) 県負担・補助率の考え方

県10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|-------------------|
| 報償費 | 74 | 運営会議委員報酬 |
| 旅費 | 267 | 担当者会議、運営会議委員費用弁償等 |
| 需用費 | 351 | 栽培実証、事務用消耗品購入費等 |
| 役務費 | 210 | 郵便料、電話料 |
| 使用料 | 30 | 会議室使用料 |
| 合計 | 932 | |

決定額の考え方

[Large empty box for writing the reasoning behind the decision amount.]

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

ぎふクリーン農業から「ぎふ清流G A P評価制度」へ円滑な移行を進めるために、農業者及び実需者へのサポート、周知活動を行う。G A P手法の導入推進等により環境保全型農業や安全・安心な農産物づくりの取組向上を目指す。

国が策定した「みどりの食料システム戦略」を受けて、新たに岐阜県の化学肥料、化学合成農薬の削減基準が見直され、一層の環境保全型農業の推進が図られている。

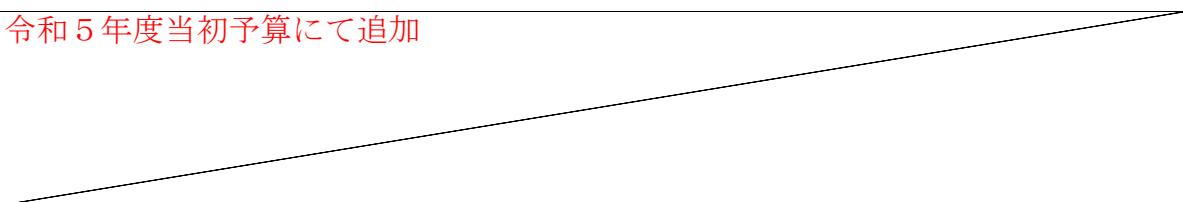
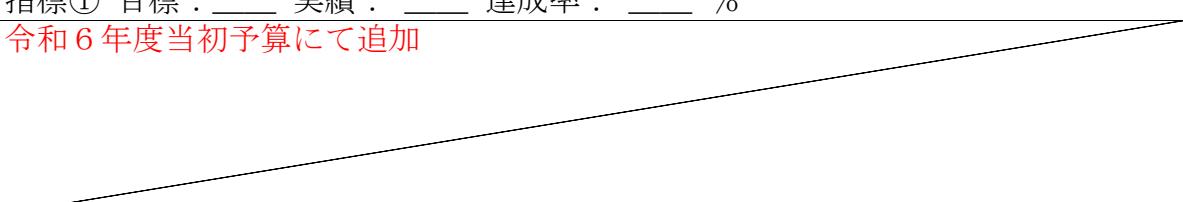
(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R2年度 実績 | R3年度 目標 | R4年度 目標 | 終期目標 (R) | 達成率 |
|-----|---------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
| ① | | | | | | |

○指標を設定することができない場合の理由

令和5年度末でぎふクリーン農業表示制度を終了し、ぎふ清流G A P評価制度へ移行させるため。

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------|---|
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none">・取組内容と成果を記載してください。 ぎふクリーン農業表示制度の終了について、農業者や生産団体等の理解を得るために、現地に赴き、丁寧な説明を実施。 ぎふクリーン農業登録更新講習により、農薬の安全使用や環境保全型農業に対する意識喚起が図られた。 |
| 令和3年度 | 令和5年度当初予算にて追加  |
| 令和4年度 | 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ % 令和6年度当初予算にて追加  |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|---|--|
| (評価) 2 | 農業者等の環境保全型農業への取組意識が向上するとともに、安全で安心な農産物を求める消費者ニーズに対応し、売れる農産物づくりが推進されている。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) | |
| 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない | |
| (評価) 2 | 令和2年度末のぎふクリーン農業登録面積は16,456haで、県内作付面積の3分の1に相当する面積まで拡大しており、事業効果が表れている。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) | |
| 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 1 | 県庁と農林事務所の役割は明確化している。 |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

登録者へは、制度終了について概ね周知ができたが、まだ消費者や流通業者への周知は不十分であることから、引き続き制度終了に対する丁寧な説明や対応が必要。

みどりの食料システム戦略を受け、県栽培基準の早急な見直しが必要。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

ぎふクリーン農業を円滑に終了し、新制度へ移行できるように農業者、消費者等へのサポート、制度の周知を行う。

必要に応じて栽培技術実証を行い、栽培基準を見直す。